

公安委員会	行政事業レビューにおける	令和6年7月4日
説明資料No. 1	公開プロセスの結果について	長官官房

1 公開プロセスの概要

各府省庁自らが、事業ごとに予算の支出先、用途等を把握し、EBPMの手法等を用いて、事業の内容や効果の点検を行う「行政事業レビュー」において、一定の基準に該当するものを外部有識者を交えて公開の場で点検を行うもの。

2 本年度の公開プロセスの結果

(1) 対象事業

警察庁行政事業レビュー対象事業のうち、以下2事業を対象とした。

○ 警察情報通信設備等に関する対策

事件、事故又は災害の発生時に警察活動を行う上で必要な通信を確保するため、無線中継所、衛星通信システム、ヘリコプターテレビジョンシステム及び警察電話用交換装置の更新整備を実施するもの。

○ 交通取締り資機材等の整備

速度違反自動取締装置を整備することにより、速度違反を効果的に取り締まるほか、同装置を設置することによる走行速度の抑制を図ることにより、重大交通事故等の抑止を図るもの。

(2) 実施結果（外部有識者のコメント）

○ 警察情報通信設備等に関する対策

- ・ ベンダーロックイン対策は引き続き取組を進めていただきたい
- ・ 警察電話用交換装置の独自仕様に過度に固執せず、廃止を更に進めていただきたい
- ・ 通信分野の技術革新を取り入れ、中長期的な業務の効率化とコストダウンを実現いただきたい

○ 交通取締り資機材等の整備

- ・ 国民の安全に関わることなので、リスクの高い地域から優先的に整備できるようお願いしたい。
- ・ 走行速度の抑制効果の検証を行い、アウトカム（走行速度の抑制及び重大交通事故の抑止）達成に向けた方策を検討いただきたい。

3 今後の予定

7月下旬～8月上旬 有識者による大臣に対する書面講評

9月上旬 行政事業レビューシートの公表

公安委員会	第5次犯罪被害者等基本計画（仮称）	令和6年7月4日
説明資料No. 2	策定スケジュール（案）について	長官官房

1 第5次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定

令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」の計画期間が令和7年度末までであることから、次の計画である「第5次犯罪被害者等基本計画（仮称）」の策定に向け、作業を開始するもの。

2 スケジュール案

令和6年7月～8月	犯罪被害者等からの要望・意見聴取
同年9月～12月頃	関係府省庁連絡会議等
同年9月～令和7年9月頃	基本計画策定・推進専門委員等会議
令和7年10月頃	犯罪被害者等施策推進会議
同年10月～11月頃	計画案に対する意見募集
同年12月～令和8年1月頃	基本計画策定・推進専門委員等会議
令和8年3月頃	犯罪被害者等施策推進会議 閣議

※ 要望・意見聴取

上記の「犯罪被害者等からの要望・意見聴取」については、

- 本年7月末～8月末 郵送又は電子メールで要望・意見募集
- 本年8月下旬 東京都内及びオンラインで、犯罪被害者団体及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を対象とする要望・意見聴取会

を実施予定。

3 参考

7月11日に開催される第44回基本計画策定・推進専門委員等会議において、上記スケジュール案を議題とする予定。

1 行方不明者の受理状況

- 行方不明者の届出受理数は、統計の残る昭和31年以降で最少を記録した令和2年から3年連続で増加し、9万144人（前年比+5,234人）となった。
- 男女別では、男性が5万7,410人、女性が3万2,734人と、男性の割合の方が高い傾向が続いている。
- 年齢層別では、10歳代が最も多く、10歳代及び20歳代で行方不明者全体のおよそ4割を占める。
- 原因・動機別では、認知症を含む疾病関係が最も多く、全体のおよそ3割を占める。
- そのうち、認知症に係る行方不明者の届出受理数は、統計をとり始めた平成24年以降で最多となる1万9,039人（前年比+330人）となった。

2 行方不明者の所在確認等の状況

- 令和5年中に所在確認等がなされた行方不明者は8万8,470人であり、内訳は、所在確認7万2,357人、死亡確認3,955人、その他1万2,158人となっている。
- 所在確認された行方不明者のうち、受理当日に全体の50.9%、受理から3日以内に78.3%が所在確認されている。
このうち、認知症に係る行方不明者は、受理当日に74.2%、受理から3日以内に98.7%が所在確認されている。

3 今後の取組

無人航空機（ドローン）やGPS機器の活用が効果的であることから、これらの科学技術の活用を一層推進する。